

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
5. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。
10. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、全ての営業所において運行管理規程を定めなければならない。
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
13. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。

[A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運賃等を支払った順序 C. 運送の申込みを受けた順序]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、() に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を()結果を生ずるような競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

18. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため()。

[A. 利用させてもよい B. 貸し渡してもよい C. 利用させてはならない]

19. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。

[A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便]

20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び()について報告を求めなければならない。

[A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態]

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において()保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時()しておかななければならない。

[A. 確保 B. 選任 C. 募集]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを()保存しなければならない。

[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、()の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

25. 旅客自動車運送事業の（ ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員]

26. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の（ ）日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年（ ）月31日までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法 8 条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（ ○ ）
- 2.（運送法 2 1 条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（ ○ ）
- 3.（運送法 3 0 条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（ ○ ）
- 4.（運送法 4 0 条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から 6 ヶ月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（ × ）
- 5.（運輸規則 3 条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（ ○ ）
- 6.（運輸規則 4 条）一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。（ ○ ）
- 7.（運輸規則 1 5 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。（ ○ ）
- 8.（運輸規則 1 6 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（ ○ ）
- 9.（運輸規則 2 8 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。（ ○ ）
- 1 0.（運輸規則 4 7 条の 7）旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、

輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(○)

- 1 1. (運輸規則 4 8 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつては運行管理規程を定めなければならない。(×)
- 1 2. (運輸規則 5 0 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
(○)
- 1 3. (車両法第 6 1 条 1 項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)
(×)
- 1 4. (運送法 2 条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C:他人の需要)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- 1 5. (運送法 1 4 条) 一般旅客自動車運送事業者は、(C:運送の申込みを受けた順序)により、旅客の運送をしなければならない。
- 1 6. (運送法 1 6 条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C:事業計画)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 1 7. (運送法 3 0 条 2 項) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を (B:阻害する) 結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 1 8. (運送法 3 3 条) 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため (C:利用させてはならない)。
- 1 9. (運輸規則 1 条) 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び (C:旅客の利便) を図ることを目的とする。
- 2 0. (運輸規則 2 4 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び (B:運行の状況) について報告を求めなければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 6 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において (C:

三年間)保存しなければならない。

22. (運輸規則35条) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時 (B: 選任) しておかなければならない。
23. (運輸規則37条2項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを (B: 三年間) 保存しなければならない。
24. (運輸規則45条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(B: 整備管理者) の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
25. (運輸規則48条1項6号) 旅客自動車運送事業の (B: 運行管理者) は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
26. (運輸規則50条1項) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う (A: 点呼) を受け、報告をしなければならない。
27. (車両法48条) 自動車運送事業の用に供する自動車は (A: 三ヶ月) ごとに定期点検整備をしなければならない。
28. (事故報告規則4条) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(B: 二十四時間) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
29. (施行規則10条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の (30) 日前までに運賃及び料金設定 (変更) 届出書を提出するものとする。
30. (報告規則2条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎年 (5) 月31日までに管轄する地方運輸局長及び地方運輸支局長に輸送実績報告書を提出しなければならない。